



JASDAQ

平成 18 年 5 月 22 日

各 位

会社名 イフジ産業株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤井 徳夫
(J A S D A Q ・ コード番号 2 9 2 4)
問合せ先 常務取締役 経営企画室長
仁田坂 功
電話番号 0 9 2 - 9 3 8 - 4 5 6 1 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月22日開催の取締役会において、下記のとおり「定款の一部変更の件」について平成18年6月27日開催予定の第34期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「会社法」(平成17年法律第86条)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、定款に一定の定めがあるものとみなされる規定の新設・変更のほか、定款全般について、会社法に対応した用語並びに引用条文の変更などの所要の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法」(平成17年法律第86条)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、株主が有する単元未満株式の権利を明確にするため、第9条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。
- (3) 株主総会に出席して議決権の代理行使を行う代理人の員数を明確にすると共に株主への周知を図るため、「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)にもとづき代理人の員数を定款に規定するものであります。
- (4) 「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)及び「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)が施行されたことに伴い、定款に定めを設ければ、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類を一定期間インターネットで開示することにより当該書類の一部または全部の情報を株主に提供したものとみなされますので、安価で情報を十分に掲載できる方法として、第19条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- (5) 「会社法」(平成17年法律第86条)が平成18年5月1日に施行され、取締役会で決議すべき事項について、取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは取締役会の決議を省略することができるようになりましたので、迅速な意思決定を可能とするため、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月27日(火曜日)
定款変更の効力発生日 平成18年6月27日(火曜日)

以上

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号) 第1条 当社は、イフジ産業株式会社と称し、 英文では、Ifuji Sangyo Co., Ltd.と 表示する。</p> <p>(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的 とする。 (1) 農畜水産物の生産及び販売 (2) 農畜水産物の加工及び販売 (3) 肥料及び飼料の販売 (4) 園芸施設の施行販売 (5) 農畜水産物の輸出入 (6) バイオテクノロジーの研究・開発 (7) 高齢者賃貸住宅の経営 (8) 有料老人ホームの経営 (9) 不動産の売買、賃貸、管理ならび に運用 (10) 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を福岡県粕屋郡粕屋町 に置く。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載 する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数) 第5条 当社が発行する株式の総数は、 16,792,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第 2号の規定により、取締役会の決議をもって、 自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数) 第7条 当社の1単元の株式の数は、100株 とする。</p> | <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号) 第1条 (現行どおり)</p> <p>(目 的) 第2条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほ か、次の機関をおく。 (1) 取締役会 (2) 監査役</p> <p>(公告方法) 第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 16,792,000株とする。</p> <p>(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得) 第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定 により、取締役会の決議によって自己の株式を 取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(单元未満株式の買増し) 第8条 当社の单元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規則に定めるところにより、その单元未満株式の数と併せて1单元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</p> <p>(单元未満株券の不発行) 第9条 当社は、1单元の株式の数に満たない株式(以下「单元未満株式」という)に係わる株券を発行しない。</p> <p>(名義書換代理人) 第10条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。 2 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)ならびに株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、单元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人にこれを取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程) 第11条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、单元未満株式の買取および買増し、その他株式に関する取扱い及び手数料については、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日) 第12条 当社は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> | <p>2 当社は、第7条の規定にかかわらず、单元未満数に満たない数の株式(以下「单元未満株式」という)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(单元未満株式を有する株主の権利) 第10条 当社の单元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株主について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>(单元未満株式の買増し) 第11条 当社の单元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(株主名簿管理人) 第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程) 第13条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(削除)</p> |
|--|--|

| | |
|--|---|
| <p>2 <u>前項その他本定款に定めがある場合のほか、必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して基準日を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 当会社の株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長に任ずる。但し、取締役社長に事故あるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がその任に当たる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2 <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、<u>その代理人は、当会社の議決権を有する株主に限る。</u></p> <p>2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役、監査役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当会社の取締役は12名以内、監査役は5名以内とする。</p> <p>(選任)</p> <p>第18条 当会社の取締役及び監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する。</p> | <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第14条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第15条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年3月31日とする。</u></p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第16条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、<u>当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第19条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告および計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第20条 当会社の取締役は12名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において選任する。</p> |
|--|---|

| | |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとし、監査役の任期は就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>3 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第20条 <u>取締役会の決議により、代表取締役を定める。</u></p> <p>(役付取締役)</p> <p>第21条 <u>取締役会の決議により、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会)</p> <p>第22条 <u>取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長に任ずる。但し、取締役社長に事故あるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がその任に当たる。</u></p> <p>2 <u>取締役会の招集は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> | <p>2 <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>3 (削除)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選任する。</u></p> <p>2 <u>取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 <u>取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 <u>取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第26条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> |
|--|---|

| | |
|---|---|
| <p>(新設)</p> | <p>(取締役会の議事録) <u>第 27 条</u> 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(取締役会規則) <u>第 28 条</u> 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> |
| <p>(報酬) <u>第 23 条</u> 取締役及び監査役の報酬は、それぞれ株主総会において定める。</p> | <p>(報酬等) <u>第 29 条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> |
| <p>(新設)</p> | <p style="text-align: center;">第 5 章 監 査 役</p> <p>(員数) <u>第 30 条</u> 当会社の監査役は、5 名以内とする。</p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(選任方法) <u>第 31 条</u> 監査役は株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(任期) <u>第 32 条</u> 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(報酬等) <u>第 33 条</u> 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> |
| <p style="text-align: center;">第 5 章 計 算</p> <p>(営業年度) <u>第 24 条</u> 当会社の営業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、毎営業年度末日に決算を行う。</p> | <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度および決算期) <u>第 34 条</u> 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とし、事業年度末日を決算期とする。</p> |
| <p>(利益配当) <u>第 25 条</u> 利益配当金は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、または登録質権者に支払う。</p> <p>(新設)</p> | <p>(剰余金配当の基準日) <u>第 35 条</u> 当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</p> |
| <p>(中間配当金) <u>第 26 条</u> 当会社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、または登録質権者に対し、中間配当金を支払うことができる。</p> | <p>(中間配当の基準日) <u>第 36 条</u> 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当を行うことができる。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第27条 <u>利益配当金</u>が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払の義務を免れるものとする。</p> | <p>(配当の除斥期間)</p> <p>第37条 <u>配当財産が金銭である場合は</u>、支払開始の日から満3年を経過しても<u>なお</u>受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> |
|---|--|